

和 建 総 号 外  
令和6年 6月25日  
(2024年)

各 位

和歌山市 都市建設局  
建設総務部 建設総務課長

入札公告の内容変更について

令和6年6月19日付けで公告を行った「和歌山市盛土規制法に基づく基礎調査（既存盛土調査）業務委託」について、公告内容を変更しましたのでお知らせします。

1 変更内容

- ・入札参加資格登録要件の変更
- ・実績要件の変更
- ・技術者要件の変更

(ファイル名「①公告文.pdf」)

変更後	変更前
<p>2 競争入札参加資格</p> <p>(2) 令和5・6年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下「令和5・6年度登録」という。）において、土木関係建設コンサルタントに係る「都市計画及び地方計画」の登録がされている者であること。</p> <p>(4) 平成21年度以降に、次のいずれかが発注した業務（宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査、大規模盛土造成地の滑動崩落防止ガイドライン及び同解説に基づく変動予測調査を主な部分にするものに限る。）に係る契約を元請又は下請として適正にその履行を完了した実績を有すること。</p>	<p>2 競争入札参加資格</p> <p>(2) 令和5・6年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下「令和5・6年度登録」という。）において、土木関係建設コンサルタントに係る「都市計画及び地方計画」又は「河川、<del>砂防及び海岸・海洋</del>」の登録がされている者であること。</p> <p>(4) 平成21年度以降に、次のいずれかが発注した業務（宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査、大規模盛土造成地の滑動崩落防止ガイドライン及び同解説に基づく変動予測調査又は土砂災害防止法に基づく<del>基礎調査等の盛土関連業務</del>を主な部分にするものに限る。）に係る契約を元請又は下請として適正にその履行を完了した実績を有すること。</p>

<p>ア 国又は地方公共団体</p> <p>イ 一般財団法人日本建設情報総合センターのテクリス（業務実績情報システム）に登録された公共機関等</p> <p>(5) 次に掲げる要件のいずれかを満たす技術者と直接的な雇用関係にあり、1名以上配置できる者であること。</p> <p>ア 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による「都市計画及び地方計画部門」の建設コンサルタント登録をしている技術管理者</p> <p>イ 技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士で、技術部門を建設部門かつ選択科目を「都市及び地方計画」とするもの</p> <p>ウ 技術士法に定める技術士で、技術部門を総合技術監理部門かつ選択科目を「都市及び地方計画」とするもの</p> <p>エ 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するRCCMの資格を有する者で、専門技術部門を「都市計画及び地方計画」とするもの</p>	<p>ア 国又は地方公共団体</p> <p>イ 一般財団法人日本建設情報総合センターのテクリス（業務実績情報システム）に登録された公共機関等</p> <p>(5) 次に掲げる要件のいずれかを満たす技術者と直接的な雇用関係にあり、1名以上配置できる者であること。</p> <p>ア 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による「都市計画及び地方計画部門」又は「河川、砂防及び海岸・海洋部門」の建設コンサルタント登録をしている技術管理者</p> <p>イ 技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士で、技術部門を建設部門かつ選択科目を「都市及び地方計画」とするもの</p> <p>ウ <del>技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士で、技術部門を建設部門かつ選択科目を「河川、砂防及び海岸・海洋」とするもの</del></p> <p>エ 技術士法に定める技術士で、技術部門を総合技術監理部門かつ選択科目を「都市及び地方計画」又は「河川、砂防及び海岸・海洋」とするもの</p> <p>オ 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するRCCMの資格を有する者で、専門技術部門を「都市計画及び地方計画」又は「河川、砂防及び海岸・海洋」とするもの</p>
--	--